

事 務 連 絡  
令和3年12月7日

各介護保険施設管理者 様  
各居宅サービス事業所等管理者

石川県健康福祉部長寿社会課長

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）について

日頃より本県の高齢福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増しの経費については、「『感染防止対策の継続支援』の周知について」（令和3年9月28日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡。）においてお示ししているとおり、令和3年10月1日から12月31日までの当該経費を支援することとしており、各施設等におかれましては、感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくようお願いしているところです。

現在、県では、令和4年1月から申請の受付を開始できるよう関係機関と調整中のため、申請方法や申請期限等の詳細については、決まり次第、改めてお知らせいたしますが、サービス種類ごとの基準単価及びQ&A（当該事業分のみ抜粋したもの）については、別添のとおりとなっております。

各施設等におかれましては、内容について御了知いただくとともに、必要に応じて、対象となる衛生用品・備品の購入を進めていただきますようお願いいたします。

【 事 務 担 当 】  
石川県健康福祉部長寿社会課  
施設サービスグループ  
在宅サービスグループ  
TEL 076-225-1416  
076-225-1417  
FAX 076-225-1418

令和3年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q & A 集

(5. 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業)

No	質問	回答
65	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、要件を満たすのであれば、「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」と「介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。
66	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
67	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となるとのことだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
68	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。
69	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。（ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。）

No	質 問	回 答
70	<p>実施要綱3(3)イ(ア)の「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。</p> <p>③については、パーテーション及びパルスオキシメーターです。</p> <p>④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、補助対象として差し支えありません。</p>
71	<p>費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。</p>	<p>本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。</p>
72	<p>申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。</p>	<p>支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。</p> <p>なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（保存期限等は各都道府県のルールに則ってください）、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。</p>
73	<p>本事業（介護事業所・施設に対するかかり増し経費支援若しくはかかり増し経費支援に要する都道府県事務費又はその両方）を地域医療介護総合確保基金の枠組みではなく、都道府県の単独事業として実施する場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナ対応のための取組である限り、自治体が自由に活用できる交付金となっており、交付対象となりえます。なお、本件については、内閣府地方創生推進室と協議済みです。</p>

No	質 問	回 答
74	介護サービス事業所・施設に対する助成金の支出事務について、都道府県から国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるか。	認められます。 なお、本件については、総務省自治行政局行政課と協議済みです。

【別添4】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)									
(3) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業									
事業所・施設の種別(※1)			事業所・施設の種別(※1)						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000 /事業所	入所施設・居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		30		定員20人以上	20,000 /施設
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		31	定員39人以下	30,000 /施設	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000 /事業所		32	定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000 /事業所		33	定員50人以上 69人以下	50,000 /施設	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000 /事業所		34	定員70人以上 89人以下	60,000 /施設	
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		35	定員90人以上	70,000 /施設	
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		36	定員29人以下	30,000 /施設	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000 /事業所	37	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000 /事業所	38	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設		
	11		定員21人以上	10,000 /事業所	39	定員50人以上 69人以下	60,000 /施設		
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000 /事業所	40	定員70人以上	70,000 /施設		
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000 /事業所	41	定員29人以下	30,000 /施設		
	14		訪問回数2,001回以上	20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	15	訪問入浴介護事業所		10,000 /事業所	43	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設		
	16	訪問看護事業所		10,000 /事業所	44	定員50人以上 69人以下	60,000 /施設		
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000 /事業所	45	定員70人以上	70,000 /施設		
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000 /事業所	46	定員14人以下	10,000 /事業所		
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000 /事業所	47	定員15人以上	15,000 /事業所		
	20	居宅介護支援事業所		10,000 /事業所	48	定員19人以下	10,000 /事業所		
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000 /事業所	49	定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所		
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	50	定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所		
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	51	定員60人以上 69人以下	40,000 /事業所		
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000 /施設	52	定員70人以上 89人以下	50,000 /事業所		
	25		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	53	定員90人以上 99人以下	60,000 /事業所		
	26		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設	54	定員100人以上	70,000 /事業所		
	27		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設	55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所	
	28		定員90人以上	70,000 /施設	56	定員20人以上	20,000 /事業所		
	28		定員90人以上	70,000 /施設					
対象経費			令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用						
助成額			・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。						

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設